

1 開催日 平成19年1月30日(火)

2 委員長開会宣言

3 議事 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 市教委第1号 高知市学校教育指標について
日程第3 市教委第2号 教職員の処分について

報告

高知市保護無形文化財の指定解除について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1番委員	澤田智恵
	2番委員	溝淵悦子
	3番委員	西山彰一
	4番委員	田中十糸子
	5番委員	吉川明男
(2) 事務局	教育次長	小笠原哲司
	教育次長	山下喜代光
	総務課長	山下富男
	学校教育課長	岡村修
	生涯学習課長	成岡和俊
	教育研究所	西川淳一
	総務課課長補佐	弘田充秋
	教育研究所特別支援教育班長	杉本一幸
	総務課総務係長	藤原哲
	学校教育課指導主事	金井伸也
	学校教育課指導主事	田中美穂
総務課主任	小田優	

1 平成19年1月30日(火) 16:08~17:00 (たかじょう庁舎5階会議室)

2 議事内容

澤田委員長 ただいまから、第994回高知市教育委員会1月定例会を開会いたします。
日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は、吉川教育長さんをお願いいたします。

次に、日程第2「高知市学校教育指標について」を議題といたします。
事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長 指標についてご提案申し上げます。3頁と4頁を見ていただきたいと思
います。

平成19年度の高知市教育指標につきましては、去る1月11日に「高知市学校教育指標審議会」の江島委員長から吉川教育長に答申がなされました。平成19年度の指標につきましては、教育委員会内部で素案・起案の検討を行いまして、その後、学校教育指標審議会の場におきまして2回にわたり審議を行ってまいりました。

その結果、平成19年度の指標につきましては、ほぼ平成18年度の内容を引き継ぐ形となっています。その中で実践上の努力点につきましては、2か所だけ訂正をさせていただきました。

まず、4頁の平成18年度の指標と平成19年度の指標の原案を対比したものを見ていただきたいと思います。左にございます実践上の努力点の4番目にアンダーラインを引いておりますが、案では「指導方法等の工夫により、学ぶ意欲を育てる授業改善に努める。」とありますが、平成18年度は「教育課程の充実、指導方法等の工夫・改善により、確かな学力の向上を図る。」という記述でございました。高知市におきましては、ご存じのとおり、現在総力を挙げて不登校問題に取り組んでいるところでございまして、この2年半余りの取り組みにおきまして、その成果は確実に現れてきているところでございます。特に、18年度からは、家庭訪問と授業改善を最重点施策として取り組んでおりまして、この2点につきましては、これまで以上に各学校の取り組みを促していく必要があると考えております。特に授業改善につきましては、今日の学校教育の取り組みの重点となるのではないかと考えております。子どもたちにとって魅力ある学校づくりを進めるためには、教員が授業のあり方を振り返り、子どもたちがいきいきと学ぶことができる授業づくりを目指していかなければなりません。教員一人ひとりの授業改善に向けた意識を高めるためにも、この「授業改善」という文言を実践上の努力点に盛り込みまして、教員個々の努力を求めたいと考えています。この点につきましては、後ほど教育研究所の西川所長の方

からも「教職員の研修,資質向上」ということで説明をさせていただきます。

教育課程の充実につきましては、本年度は取り入れていますが、現行の学校指導要領も5年を経過いたしまして、各校の特色も出されるなど充実してきており、19年度には努力点として示す必要はないのではないかと考えました。同じくもう1点は、実践上の努力点の下から6番目でございますが、案の方では「保・幼・小・中・高・特別支援学校の連携を深める。」とございますが、18年度では「保・幼・小・中・養護・高等学校の連携を深める。」という記述でございます。学校教育法等の一部を改正する法律が平成18年6月に公布されまして、平成19年4月1日から施行されることになり、これまでの盲・聾・養護学校を特別支援学校とすることが定められたものでございます。その資料の文言につきましても、養護学校から特別支援学校といたしました。これにつきましても、後ほど、特別支援教育班の杉本班長の方からご説明をさせていただきます。なお、指標につきましては、審議会での審議内容を反映させまして「高知市学校教育指標について」という冊子を来年度も作成する予定でございます。簡単でございますが、私の方からの説明を終わらせていただきまして、西川所長・杉本班長のほうから補足説明をさせていただきます。

澤田委員長

それではお願いします。

教育研究所長

教育研究所長の西川です。まず、事業改善の取り組みにつきましてご報告をさせていただきます。教育研究所として実施をしております「教職員研修」についてでございます。18年度につきましては、この教職員研修の中で事業改善についてのものがいくつかありますが、まず、年次研修について採用5年次までの教員に対しましては、基本的には授業を大事にしていきたいということで「授業改善」に取り組んでいただきました。特に、3年次教員につきましては、過去は授業公開と反省程度でありましたが、本年度は、研究所の方から指導主事が出向いて授業を見せていただき、一緒に協議をすることなどを行ってまいりました。4年次教員に対しましては、市教研での授業者にできるだけなっただき、授業をしていただくようお願いしてまいりました。5年次教員につきましては、夏期休業中の指導案の検討がありまして、その後、各校で授業をしていただき、指導主事が出向いて授業の話し合い等に参加をいたしまして指導を行ってまいりました。その他の研修といたしましては、校内の研修体系づくりとして、研究主任を集めて自主参加の形で2学期に2回ほど研究会を持ちました。中学校は、研究主任を中心に約90名の方に参加をしていただき城北中で行いました。また、小学校の方では、介良潮見台小学校を会場に、小学校の研究主任を中心として40名の方に集まっただきまして、実際に研究主任が授業を行って、それを他校の研究主任が見て、どのようにして校内の研修や授業を進めていくのかという研修を行いました。来年度につきましては、採用5年次までの教員について、模範授業の参観をしていただきたいと考えております。やはり、良い授業を見てそれを手本にさせていただくという研修も、18年度に増して組

み入れていきたいと考えております。それから新たに来年度は、授業改善研修会ということで、年2回1学期と2学期に、自主参加の形で授業改善に向けての研修を実施していきたいと考えております。その他、教職員研修以外で研究所が持っている研究の中でも、授業改善の取り組みを行っていききたいと考えておまして、その1点目が「研究員制度」で、研究員による研究を授業改善に向けた取り組みにしていきたいと考えております。本年度は、20名の研究員に委嘱をして研究をしていただいております。直接・間接授業改善に関わっていますが、直接には、本年度は5名の方々が各教科を通して授業改善に取り組んでいただいております。来年度も、今年度以上にこの授業改善に向け研究員に研究をしていただき、今後は人数も多くして授業研究を進めていただきたいと考えております。

次に2点目としましては、「集中研修」という研究がありまして、本年度は、17校指定をしておりますが、その中で授業改善に関するテーマで研究をしていただいている学校が8校ございます。来年度も、その8校よりもっと多くの学校に授業改善をテーマとした集中研修をお願いしたいと考えております。なお、この「集中研修」は、1年間での研修になります。指定した学校それぞれが発表をして、他校が研修に参加をする形をとっています。

それから、3点目といたしましては「研究協力校」を募集しております。18年度は、5校に研究協力校をお願いしております。その中で、授業改善に取り組んでいただいている学校は介良潮見台小学校と横浜中学校の2校でございます。その内の1校横浜中学校は、本年度で期間が終了いたしますので、新たに募集をいたしますけれども、やはり、授業改善に取り組む学校を指定して授業改善を進めていきたいと考えています。

以上のように、教職員研修並びに各研究の中で、本年度以上に来年度も授業改善に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

澤田委員長

どうもありがとうございました。

続いてお願いします。

教育研究所特別
支援教育班長

教育研究所特別支援教育班長の杉本でございます。

「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」の説明をさせていただきます。1枚ものの資料がお手元にあると思いますが、昨年6月21日に公布されまして、本年4月1日よりいよいよ施行になります。「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正」でございます。これは、これまで障害の種別毎に学校を設置してまいりました盲・聾・養護学校の制度から、複数の障害種別に対応することが可能な特別支援学校の制度に移ってきます。つまり、これまで盲・聾・養護学校、盲は視覚障害、聾は聴覚障害、養護学校の場合は肢体不自由・病弱・知的障害それぞれありますが、これらを総称して名称が「特別支援学校」に変わります。それから、これまで単独の障害種別しか扱いませんでしたが、それが「複数の障害種別に対応することが可能である」。これは、可能であるということですから、どの学

校でも全ての障害に対応するというのではなくて、それぞれの学校毎、各都道府県毎で決めていくもので、今まで養護学校という言葉があった訳ですけども、この法の改正によりまして今後は「特別支援学校」となります。

もう一つは、小中学校における特別支援学校に関わってですが、今までは、まだ法的には特殊学級と特殊教育という言葉が生きておりましたけれども、これらが全て特別支援学級に変わってまいります。以上です。

澤田委員長

どうもありがとうございました。

この件に関して、質疑等はありませんか。

吉川教育長

委員の方にも、学校訪問で小学校と中学校に行っていたいただいておりますが、なっているとは思いますが、本市の実態を見ても小学校の場合は、教材テープ等を持ち込んで活発な授業展開がなされていると思っておりますが、一方、中学校の場合は、どう申し上げても一方的な教科書と板書だけの授業が主流です。これは、県外もそうであるかと申せばそうではありません。高知県固有の「悪しき伝統」が継続して現在の授業として固まっているということがございまして、これが本県の教育の低下の最大原因であると思っております。中学校の教員側からすれば、たとえば私立へ抜けるとか、子どもの状態がどうだとかと内心思っていると思っておりますけれども、それは言うてはならない責任転嫁でございます。「土佐の教育改革」時の総括部会等でもそのことが提示されて明らかになっておりまして、本県の今後の優先化では中学校問題、中学校教育の建て直しということでございます。

明日の午後、須崎市で高知県都市教育長協議会がございまして、11市の教育長が集まります。私が会長職をしておりますが、ぜひ高知の方で弾みをつけることの提案をして、県下同じような状況で中学校が落ち込んでいる中、11市で約8割の県下のお子さんを抱えておりますから、こちらから積極的に発信していくことで、県下的に中学校の改善・改革に取り組んでいきたいと、私のはりきっております。どの教育長も役場の職員であられたり元校長さんであられたりする訳ですが、中学校の授業に問題ありという認識をもっておりますので、県下的に中学校の授業改善に取り組んでいきたいと思っております。

県の大崎教育長には、小学校の3・4年の35人学級はやめて中学校へ特化して30人学級、それができなければ課題校へ重点的に教員加配ということを（大崎教育長から）問いかけがありましたので、そのように答えたのですが、財政での査定では、そのようにはならなかったようです。やはり、一気に要求するだけでは駄目で、双方が努力しながらやっていけば、5年・10年経てば必ずそのような状況になれる見通しは立っております。

澤田委員長

他にございませんか。

吉川教育長

高知市立養護学校の名称は変更しません。法的に「特別支援学校」となるもので、学校、PTAと協議して固有名詞として、中四国でたぶん一つだけ

だと思いますが、市立・公立の養護学校の名称を変えてほしくないということもございます。

澤田委員長 他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第1号「高知市学校教育指標」につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって、市教委第1号は原案のとおり決しました。

次は日程第3「教職員の処分について」ですが、この案件は人事案件のため秘密会となります。先に「高知市保護無形文化財の指定解除について」の報告を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

澤田委員長 それでは「高知市保護無形文化財の指定解除について」事務局からの説明をお願いします。

総務課長 少しお待ちください。
処分議案を先にお願ひできますでしょうか。最後に報告をさせていただきたいと思ひます。

吉川教育長 担当課長は少し用があつて下（生涯学習課）へ降りているようです。

澤田委員長 それでは、日程第3「教職員の処分について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。
（この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。）

（秘密会）

澤田委員長 それでは「高知市保護無形文化財の指定解除について」事務局からの説明をお願いします。

生涯学習課長 生涯学習課長の成岡です。高知市保護無形文化財「義太夫節」の保持者がお亡くなりになり、高知市文化財保護条例第24条第7項の規定に基づき高知市保護無形文化財としての指定が解除されましたのでご報告します。

高知市文化財保護条例第24条第7項の内容でございますが、市保護無形文化財の保持者が死亡したときは、当該保持者は解除されたものとし、この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならないと規定されてお

ります。2番目の高知市保護無形文化財「義太夫節」の指定及び保持者でございますが、指定日は平成6年3月1日に指定をさせていただきました。保持者のご氏名は、
さん、芸名は竹本一長氏でございます。生年月日につきましては、
年 月 日生まれの方でございます。お亡くなりになられた日は、平成17年6月3日、指定解除及び公告日でございますが、指定解除日は、お亡くなりになられた日の平成17年6月3日でございます。公告日は平成19年2月1日になります。

義太夫節は皆さんもご承知とは思いますが、義太夫節と竹本一長さんのご足跡を簡単にご紹介させていただきたいと思っております。義太夫節は、竹本義太夫を創始者とする浄瑠璃の一流派でございます。また、浄瑠璃は語り物のひとつでございます。後には、三味線・操り人形芝居と結合して庶民的演劇として発展してまいりました。土佐でも幕末以降、明治・大正に高知市や赤岡、後免、佐川などを中心に民衆娯楽として流行いたしました。その特色といたしましては、語り物音楽としての演劇性、それを立体的に語りに活かすという音楽性を備えているものでございます。一長氏のご足跡・ご経歴でございますが、5歳で浄瑠璃を習い始めまして、8歳の時に高知市の八百屋町の初代竹本一長氏に弾き語りを師事いたしまして、12歳で内弟子となられ、才能が認められまして16歳の時に京都市に出て修行をされました。京都市で、後の国の重要無形文化財保持者でございます野沢松之助氏に才能を認められ芸を磨いておられます。21歳で帰高されまして、間もなく戦時体制に入り活動は休止をされておりましたが、戦後の農村歌舞伎と一緒に県下を廻られまして三味線弾き等の活動をされ、昭和28年、2代目竹本一長氏を襲名されました。昭和31年、東京の方で芸能活動をされまして、東京・大阪・名古屋・東北地方でも活動されております。その後、高知市の方に帰られまして、平成3年に「竹本一長太棹の会」を組織し後進の育成指導をされまして、平成6年に無形文化財に指定をされています。高知市においては現在義太夫節を語る者は希少な存在となり、残念ながら全国的にも貴重な方を失ってしまいました。後継者につきましては、現在のところおられませんので無形文化財の指定ができない状況です。以上、ご報告といたします。

澤田委員長 この件についての質問等はありませんか。

溝淵委員 亡くなられたのを知ったのが遅かったのですか。

生涯学習課長 私どもの方に連絡があったのは、つい最近でございます。

田中委員 一回倒れたけれども、また復帰してましたが。
良い声が出てました。

山下次長 5歳から始められてますから、芸歴として非常に良いものがあったように
思います。なかなか後継者の育成は難しいだろうと思います。

澤田委員長

それでは、本日の議題は以上でございます。
本日の会議を閉会いたします。